別紙1

家電4品目の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）に関するパブリックコメントの結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	家電4品目への再生プラスチックの利用基準を定める際には、低価格帯モデルの価格上昇を抑制する措置を義務化し、価格安定を図るべき。また、再生資源利用率目標は段階的に設定し、急激な負担転嫁を避けるべき。	本省令は、再生プラスチックの利用量の基準を国が一律で定めるのではなく、再生プラスチックの量・品質・コストの状況を踏まえて、事業者に自主的な目標の設定を求めるものです。同時に、再生プラスチックの利用が過度な物価上昇に繋がることがないよう、政府としても、再生プラスチックの利用に係るコストの低減に取り組んでまいります。